

大野市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業者の指定等に関する要綱

(平成28年9月23日告示第146号)

改正 平成30年10月1日告示第212号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に規定する介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けようとする者は、大野市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、指定の適否を審査し、事業者の指定を行うときは事業者指定通知書（様式第2号）により、指定を行わないときは事業者指定申請却下通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

4 法第115条の45の6の規定による施行規則に基づく指定の有効期間は6年とする。

(指定の更新)

第3条 指定事業者は、法第115条の45の6第1項の規定により、指定の更新を受けるときは、大野市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定更新申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、指定更新の適否を審査し、事業所の指定の更新を行うときは大野市介護予防・日常生活支援総合事業 事業者指定更新通知書（様式第5号）により、指定の更新を行わないときは大野市介護

予防・日常生活支援総合事業 事業者指定更新申請却下通知書（様式第6号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定の更新を受けた事業者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

（変更の届出等）

第4条 第2条第2項及び第3条第2項の規定により指定を受けている事業者（以下「指定事業者」という。）は、指定の申請内容に変更があったときは、その10日以内に大野市介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業者変更届出書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 指定事業者は、事業を廃止又は休止するときはその1月前までに、また事業を再開するときはその10日前までに、大野市介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業者廃止・休止・再開届出書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（指定の取消し等）

第5条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、大野市介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業者指定取消（効力停止）通知書（様式第9号）により当該指定事業者に通知するものとする。

（事業者情報の公表及び提供）

第6条 市長は、第2条から前条までの規定による指定及び指定の更新、届出の受理、指定の取消し若しくは効力の停止（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を福井県、国民健康保険団体連合会その他の関係機関に提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

(4) 事業開始年月日（事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日又は指定停止年月日）

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と認める事項

(委任)

第7条 この要綱に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 市長は、この要綱の施行日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業者の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別紙 [様式](#) (Ctrlキーを押しながらクリックして、リンク先を表示)